5　特定出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

6　金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又は債権の全部につき譲渡その他の処分をするまでの間、当該特定出資に係る特定事業再生支援会社の株式（機構が保有するものを除く。）の全部を継続して保有しなければならない。

（特定専門家派遣に係る決定）

第三十二条の四　金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2　前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3　機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

（特定経営管理決定等）

第三十二条の五　機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従って、特定経営管理をする旨の決定（以下「特定経営管理決定」という。）を行わなければならない。

2　機構は、特定経営管理決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3　特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

4　機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

第三十三条第一項及び第二項を次のように改める。

機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2　機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一　再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定　これらの決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

二　特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。）又は特定経営管理決定　これらの決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十四条を次のように改める。

（公表）

第三十四条　機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認）

第三十四条の二　社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従って事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであることの確認を求めることができる。

2　機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

（社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例）

第三十四条の三　裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2　裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

第三十五条第一項中「対象事業者に」を「再生支援決定」に改め、同項各号及び同条第四項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十六条第一項中「が対象事業者」を「が再生支援対象事業者」に、「当該対象事業者」を「当該再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十七条中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、「同条中」を削り、「と、同条第一項中」を「と」に、「読み替える」を「、同条第二項中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と読み替える」に改める。

第三十八条第一項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同項に次の四号を加える。

三　特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等

四　特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に対して債権を有する金融機関等

特定信託引受対象事業者

五　特定出資の申込みをした金融機関等　貸付債権移転対象事業者

六　特定事業再生支援会社又は特定事業再生支援会社の株主である金融機関等　貸付債権移転対象事業者

第四十条の次に次の一条を加える。

（国庫納付金）

第四十条の二　機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、剰余金の額から減額するものとする。

2　前項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　減少する剰余金の額

二　剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

3　第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における分配可能額（会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。）を超えてはならない。

4　第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

第五十二条及び第五十六条（見出しを含む。）中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改める。

第五十七条中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第五十八条第一項ただし書中「、第八項及び第十項」を「及び第八項」に改め、「第三十一条第二項」の下に「、第三十二条の二第五項及び第六項」を加え、「及び第二項」を削る。

第六十条中「権利の取得」を「権利その他政令で定める権利（以下この条において「不動産権利等」という。）の取得」に、「当該不動産に関する権利」を「当該不動産権利等」に改める。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（金融機関等との連携）

第六十四条　機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

第六十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。

第六十六条第一項中「補助金等」の下に「（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「所掌する」の下に「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。